

戸田市ボランティア・市民活動支援センター指定管理者候補者の 選定結果について

戸田市市民生活部協働推進課

戸田市ボランティア・市民活動支援センターの指定管理者については、戸田市議会
12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 戸田市ボランティア・市民活動支援センター指定管理者候補者について

指定管理者候補者：社会福祉法人戸田市社会福祉協議会
戸田市大字上戸田5番地の6
会長 奥墨 章

2 指定の期間について

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 募集方法について

(1) 募集方法

公募

(2) 申請受付期間

令和5年7月3日から令和5年8月3日まで

(3) 応募者数

1者応募

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

ア 審査基準

- ① 市民の平等な施設の利用を確保することができるものであること。
- ② 関係する法令の規定を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。
- ③ センターの設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑤ センターの管理運営業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

イ 審査項目

- ① 市が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ② 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ③ 市民の平等利用確保への配慮がされているか。
- ④ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。

- ⑤ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑥ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。
- ⑦ 指定管理業務に係る市の指定管理料は適切な額か。
- ⑧ 事業の計画は妥当か。
- ⑨ 環境に配慮した運営方法となっているか。
- ⑩ その他効果的、効率的な管理運営を行う計画があるか。

(2) 選定委員会の委員

- ・ 副市長
- ・ 市職員 2 名
- ・ 学識経験者 2 名 (計 5 名)

(3) 第 1 次審査について

「戸田市ボランティア・市民活動支援センター指定管理者募集要項」に基づき、申請内容について、資格・書類審査を実施し、応募者 1 者を第 2 次審査対象団体とした。

(4) 第 2 次審査について

応募者プレゼンテーション及び選定委員のヒアリングにより審査を実施した。

○ 審査結果

団体名	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会
合計点	659 点
得点率	82.4%

※委員 1 名が欠席のため、委員 4 名で実施。

各委員 200 点×4 名＝800 点満点で実施。基準評価値（最低制限基準）は、各委員の 6 割評価となる 120 点を基準に、4 名の委員の合計点 480 点と設定。

(5) 選定理由

提出された申請書類とプレゼンテーション内容を、選定基準に基づき総合的に審査した結果、合格となった。

また、当施設の指定管理の実績があり、施設の安定的な管理運営を行う能力を有すると判断した。

5 指定管理者候補者の主な提案内容

(1) 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

当施設は、自発性と主体性をもって社会貢献活動を実施するボランティア・市民

活動団体を支援し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、「活動のできる場」と「情報収集と発信のできる場」として整備されている。これまでの指定管理業務で蓄積したノウハウを活かし、市民の意見を取り入れ、更に充実した管理運営を行う。

(2) サービス等を向上させるための方策

・安全に、安心して利用できる施設管理

ハード面は、安全、快適かつ衛生的な施設環境を提供する。ソフト面は、利用者への対応を懇切丁寧に行い、正確かつ迅速に実施する。職員全員がおもてなしの心をもって、利用者対応を行う。

・利用者の立場に立ったサービスの提供

利用者に必要なサービスを提供できるよう、「団体交流の場の提供」、「情報の収集・発信」、「市民活動参加者や団体の育成・発掘」、「日常的な相談・支援の充実」、「活動拠点の整備」を柱として事業を展開する。

・市との連絡調整

センターの円滑な管理運営のため、戸田市と連絡調整を密に行い、効率的な事業運営を行う。

・強みを活かしたその他の機能の運営

戸田市社会福祉協議会は、町会・自治会をはじめとする多くの市内団体や福祉施設、教育機関と連携し、地域福祉の推進を進めている。地域ならではの活動や、支援のネットワークづくりを進めており、対象は多岐に渡る。会が実施する様々な事業と連携を図り、市民活動者の育成を図るとともに、効果的な運営に取り組む。

(3) 利用料金に関する考え方

現行体制と同様に、有料設備について利用料を徴収し、管理運営費用に充当する。主催講座も一部参加費を徴収し、同様の扱いとする。

(4) その他の提案

ア 人の繋がりを大切にした講座等の実施

可能な限り、市民と共に講座を作り、新しい繋がりを増やす。

イ 利用者の視点に寄り添った、相談支援からアフターフォロー

市民活動を必要とする人と市民活動団体がお互いに充実した活動ができるよう、マッチングを行う。

ウ 他市からのNPO団体登録の促進

1つの市に留まらず広域で活動する団体が増加していることから、他市の活動団体に対して戸田市を積極的にPRし、戸田市の市民活動活性化を図る。